

伊賀市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者（以下「元請負人」という。））の資金調達の円滑化を推進することを目的として、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した、地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、伊賀市建設工事標準請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、発注者が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為、歳出予算の繰り越し等により工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。
 - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為又は繰越工事であり、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事
- (2) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事
- (3) 低入札価格調査制度における調査基準価格を下回って契約した工事
- (4) その他元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を承諾するにあたって不相当と認める特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づ

く金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第50条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合は、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。この場合において、元請負人は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

3 前項の場合において、債権譲渡契約書（様式第1号）に記載された工事請負代金額及び債権譲渡額は、変更後の金額とする。

4 前条第1号ウの債権譲渡の承諾申請は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡の申請は行えないものとする。この場合において、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った当該工事請負代金額も控除することに留意するものとする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とし、承諾にあたっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りるものとする。

（債権譲渡の承諾権限）

第5条 元請負人は、債権譲渡を行おうとするときは、工事約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を発注者から得るものとする。

（債権譲渡先）

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅建設企業に対する電子記録債（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

（債権譲渡の承諾の申請書類）

第7条 発注者は、債権譲渡の承諾にあたっては、元請負人から次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第3号） 1通
- (2) 元請負人と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書 1通
- (4) 工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通
- (5) 発行日から3ヶ月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
(債権譲渡の承諾の手続き等)

第8条 発注者は、前条に規定する申請書類を受領したときは、速やかに債権譲渡に係る承諾の手続きを行うものとする。

2 前項に規定する承諾の手続きを行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度による融資を受けるためのものであること。
- (2) 当該債権が第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。
- (4) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約書に記載されている譲渡対象債権の金額が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること。
- (5) 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
- (6) 工事履行報告書により、工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

3 発注者は、債権譲渡を承諾したときは元請負人及び債権譲渡先の双方に債権譲渡承諾書（様式第4号）を交付するとともに、債権譲渡整理簿（様式第5号）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の不承諾手続き)

第9条 発注者は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合、又は第7条に規定する申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾しないものとする。

2 前項の場合において、発注者は、元請負人及び債権譲渡先の双方に承諾しない旨及び理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第6号）を速やかに交付するものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第10条 債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、

かつ、発注者の有効な日付がある承諾を得ている場合は、第三者に対抗できるものとする。

(支払計画等の提出)

第11条 元請負人は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書(様式第7号)を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。

2 保証事業会社は、債権譲渡先から前項に規定する支払状況・支払計画書の写しを受けて確認するものとする。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第12条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金又は部分払金及び債権譲渡先から元請負人への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(融資審査手続きの出来高確認)

第13条 融資審査手続きにおいて、出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。この場合において、現場確認の必要があるときは、工事出来高確認協力依頼書(様式第8号)を発注者に提出するものとする。

2 前項に規定する工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、発注者は工程に支障のない範囲内で工事現場への立ち入りを承認するものとする。

(融資実行の報告)

第14条 元請負人及び債権譲渡先は、発注者による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様式第9号)を発注者に提出するものとする。

2 融資実行報告書が提出された後、以後の支出決議等の際に誤った事務処理が行われることを防ぐため、既往の支出負担行為書の負担行為の相手方の欄又は適当な余白に、債権譲渡があった旨、その承諾を行った年月日、債権譲渡先の住所・氏名等及び保証方式の内容を手書きで付記するものとする。

3 元請負人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第12条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

(債権譲渡後の部分払等の取扱い)

第15条 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は元請負人及び債権譲渡先は工事約款に定める前払及び中間前払金又は部分払（第2条第1号ウで定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。

（被担保債権）

第16条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の下請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該元請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該元請負人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

（債権譲渡先の債権金額の請求）

第17条 債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した債権金額の請求にあたっては、次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。

- （1） 工事請負代金請求書（様式第10号） 1通
- （2） 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書の写し 1通
- （3） 発行日が3ヶ月以内の債権譲渡先の印鑑証明書 1通

2 前項に規定する債権金額の請求があった場合は、下記に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 請求金額が第3条に規定する債権譲渡の範囲及び債権譲渡承諾依頼書並びに債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していること。
- （2） 請求書等の印影を照合すること。

3 債権譲渡先は、当該工事に係る発注者の検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。

（不正時の対応）

第18条 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、捜査機関等が、元請負人又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、発注者は当該不正を行った元請負人又は債権譲渡先を本要領の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

2 元請負人又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、発注者は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

（その他）

第19条 本制度は、健全な元請負人が積極的に活用すべきものであって、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状況が不安定であるものとみなし、入札の参加等で不利益な取扱いを

するものではない。

- 2 本制度に係る債権譲渡によって、元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第7条、第8条関係）

債権譲渡契約書

（以下「譲渡人」という。）と

（以下「譲受人」という。）とは、以下のとおり債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 譲渡人と伊賀市との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）に基づき、譲渡人が伊賀市に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、伊賀市の承諾を得ることを停止条件として、譲渡人は譲受人に譲渡し、譲受人はこれを譲り受けた。

(1) 契約番号：

(2) 工事名：

(3) 工事場所：

(4) 契約日：

(5) 工期： 年 月 日から 年 月 日まで

(6) 工事請負代金額：金 円

(7) 既受領金額：金 円

(8) 債権譲渡額：金 円（ 年 月 日現在見込額）

(6)－(7)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款に定められた検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する伊賀市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の伊賀市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項第6号及び第8号の金額は、契約変更等により工事請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。工事請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、譲渡人は譲受人に対して変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、譲渡人は譲受人に対して変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 譲渡人及び譲受人は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による伊賀市の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第3条 この契約は前条に規定する伊賀市の承諾を得た時から効力を生ずる。

(担保責任)

第4条 譲渡人は、譲渡債権について、伊賀市が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、譲受人の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属若しくは行使を害すべき行為をしてはならない。

2 譲渡人は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他譲受人から譲渡人への支払及び保証事業会社から譲渡人への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来、譲渡人と譲受人とで締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて譲受人が譲渡人に対して取得する債権（以下「譲受人の貸金債権」という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が譲渡人より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、譲渡人に対して有する求償債権（以下、「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に譲受人の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには譲受人の貸金債権が優先し、保証事業会社は、譲受人の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、譲受人より支払いを受けることが出来る。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は譲受人がこれを行い、保証事業会社は伊賀市に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、譲渡人は譲受人に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 譲受人が前条第1項により受領した金銭について、譲受人の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 譲渡人が、伊賀市との本件工事請負契約を完全に履行し、譲受人が伊賀市から譲渡債権全額を受領した場合は、譲受人は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときには、譲渡人にその残額を引渡すものとする。譲渡人の要請を受け金融保証契約にかかる借入金

(利息及び損害金を含む)をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 譲渡人が、金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、譲渡人、譲受人及び保証事業会社で協議のうえ、譲受人は残余金を譲渡人に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は譲渡人の負担とする。

6 譲受人は、譲渡人に以下の事由が生じた場合は、伊賀市から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、譲受人は譲渡人に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他譲渡人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、譲受人の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、譲渡人は期限の利益を失う。

8 譲受人の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、譲受人は譲渡人に通知する。

(協力義務)

第10条 譲受人が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、譲渡人の協力を必要とする場合は、譲渡人は直ちに譲受人に協力するものとする。

なお、この場合必要となる費用については譲渡人の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、譲受人に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、譲渡人と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、譲渡人及び譲受人は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第12条 保証事業会社は、譲受人に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解約の禁止)

第13条 譲渡人と譲受人とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、譲受人又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人

債権譲受人

様式第2号（第4条、第7条、第8条関係）

工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日付	年 月 日		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
年 月	% ()	%	
月	% ()	%	
月	% ()	%	
月	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
(記載欄)			

注：必要に応じて適宜項目を加除して使用すること。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

伊賀市長 様

元請負人・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

譲 受 人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

(以下「譲渡人」という。)と伊賀市との間で締結された、 年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事の請負代金債権を、地域建設業経営強化融資制度により (以下「譲受人」という。)に譲渡することにつき、伊賀市建設工事標準請負契約約款第5条第1項ただし書きに規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し、当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、伊賀市建設工事標準請負契約約款第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら留保されることを申し添えます。

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 工 事 名 :
- 3 工 事 場 所 :
- 4 工 期 : 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 工事請負代金額 : 金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)
- 6 前 払 金 額 : 金 円
- 7 中 間 前 払 金 額
又は部分払金額 : 金 円
- 8 債 権 譲 渡 額 : 金 円 [年 月 日現在見込額]
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)

元請負人・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

譲受人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

伊賀市長

債権譲渡承諾書

年 月 日付けで申請のありました地域建設業経営強化融資制度に係る 年
月 日付け 工事の工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務
不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記の事項について異議を
留めて、伊賀市建設工事標準請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書きの規
定により承諾します。

なお、本承諾によって工事約款第44条の規定に基づく元請負人の責任が一切軽減されるものではない
ことを申し添えます。

記

1 譲渡される元請負人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、工事約
款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間
前払金又は部分払金及び本件請負工事契約により発生する伊賀市の請求権に基づく金額を控除した額
とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第50条第1項の出来形部
分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部
分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の伊賀市請求権に基づく金額を控除した額とす
る。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後の金額とする。

2 当該譲渡債権は、譲受人の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に

様式第6号（第9条関係）

年 月 日 号

元請負人・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

譲 受 人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

伊賀市長

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました地域建設業経営強化融資制度に係る 年
月 日付け 工事の工事請負代金債権の譲渡については、下記の理由により
承諾できません。

記

1 承諾しない理由

様式第7号 (第11条関係)

支払状況・支払計画書

年 月 日

御中

発注者名
 契約番号
 工事名
 工事請負代金額

印

該当する番号に○をつけてください。

工事代金支払項目 下請工程又は資材名	全所要数量 全所要金額	支払済み			支払予定			支払先 (名称/所在地/電話)
		月日	金額		月旬	金額		
1 下請代金 2 資材代金				千円			千円	<名称>
	千円							<所在地>
								<電話>
1 2								<名称>
	千円							<所在地>
								<電話>
1 2								<名称>
	千円							<所在地>
								<電話>
1 2								<名称>
	千円							<所在地>
								<電話>
合計又は次葉繰越高								<名称>

(ご注意)
 支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。
 上旬:1~10日 中旬:11日~20日 下旬:21~月末

年 月 日

伊賀市長 様

所在地又は住所
譲 受 人 商号又は名称
代表者職氏名

下記工事について「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場の立ち入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 契 約 番 号 :
- 2 工 事 名 :
- 3 工 事 場 所 :
- 4 債 権 譲 渡 人 :
- 5 現場立入り希望日時 : 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
- 6 現場立入り者職氏名 :
- 7 連 絡 先 : 担当者氏名
電話番号

伊賀市長 様

元請負人・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

譲 受 人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

譲渡人が伊賀市に対して有する下記債権の譲渡につき、 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、譲渡人と譲受人の間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日に締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、譲渡人と譲受人の連署のうえ報告します。

従って、下記工事請負代金につきましては、今後は譲受人の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 契 約 番 号 :
- 2 工 事 名 :
- 3 工 事 場 所 :
- 4 工 期 : 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 工事請負金額 : 金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)
- 6 前 払 金 額 : 金 円
- 7 中間前払金額 : 金 円
又は部分払金額
- 8 債 権 譲 渡 額 : 金 円 [年 月 日現在見込額]
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名 : 銀行 支店
- 2 預金の種別・口座番号 :
- 3 口座名義 (ふりがな) : ()

工事請負代金請求書

年 月 日

伊賀市長 様

債権譲受人

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付け、債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求
します。

		記	
1 請求金額：金			円
【内訳】			
(1) 工事請負代金額		金	円
(2) 前払金受領済額		金	円
(3) 中間前払金又は部分払金受領済額		金	円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等		金	円
(5) 今回請求額		金	円

2 工事名等

- (1) 契約番号：
- (2) 工事名：
- (3) 工事場所：
- (4) 工期： 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 債権譲渡の承諾番号：

4 支払口座等

- (1) 振込希望金融機関名： 銀行 支店
- (2) 預金の種別・口座番号：
- (3) 口座名義（ふりがな）： ()
- (4) 請求者の連絡先
 - 担当者名：
 - 電話：